

30 国運第5号
平成31年1月31日

宗像市長 伊豆美沙子様

宗像市国民健康保険運営協議会
会長 吉田洋之



平成31年度における宗像市国民健康保険事業の運営について（答申）

平成31年1月25日付け30宗国第1292号で、貴職から諮問された「平成31年度における宗像市国民健康保険事業の運営について」の内容を慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 平成31年度国民健康保険税の税率について

- (1) 基礎課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、基礎課税額に係る収支見込額を勘案した結果、妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を7.4%、被保険者均等割額を24,900円、世帯別平等割額を24,900円とすることが適当である
- (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案した結果、妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を2.4%、被保険者均等割額を8,200円、世帯別平等割額を8,200円とすることが適当である
- (3) 介護納付金課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額については、介護納付金に係る収支見込額を勘案した結果、妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を2.4%、被保険者均等割額を13,900円とすることが適当である

以上